



第 40 号

平成26年8月1日

発行

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047

島田市中溝町1726-4

☎ (0547) 36-8000(代)

FAX (0547) 36-0830

H P http://midorinet-

makinohara.com

国営造成土地改良施設整備事業による主要工事完成



国営造成施設整備事業による成果(比較対照)

従来の操作システム
手による
ボタン操作(過去)

パソコンによる
稼働操作(現在)



更新された新LCDシステム方式 中央監視操作設備

も
く
じ

- ・ 理事長あいさつ／平成25年度通常総代会報告／理事長表彰…………… 2
- ・ 平成24年度決算・平成26年度予算／各種表彰受賞…………… 3
- ・ 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長あいさつ／国営造成事業の進捗状況…… 4
- ・ 静岡県志太榛原農林事務所長あいさつ／基幹水利施設ストックマネジメント事業…… 5
- ・ 施設紹介シリーズ第7弾『ステージ工法と散水施設』／各種事業のビフォー・アフター…… 6
- ・ リニア新幹線整備計画と今後の大井川流況について／管理保険の加入状況と事故連絡…… 7
- ・ 農地転用・資格得喪通知書／賦課金納入・繰上償還／新規職員紹介…………… 8



ごあいさつ

牧之原畑地総合整備土地改良区
理事長 伊藤 壽一

組合員の皆様、並びに国、県、関係市各位には、日頃より本事業の推進、及び土地改良区の運営に対しましてご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年産一番茶は、当初一部地域の低温等による生育の遅れや、摘採日バランスの関係から、残念ながら相場は下げ止まり感のない安値基調で推移した感がありました。

また、需要も以前は一世帯あたりの緑茶購入量が年間1,000グラム以上が当然だったものが、年々減少し「急須離れ」が鮮明になってきた厳しい実情があります。

このような状況を何とかその打開策、また糸口の一つとして、当地区の「茶草場農法」が世界農業遺産に認定されたことを契機に、今だ根強いお茶の健康志向を追い風にして、飲料としてのお茶の価値と需要の拡大を開拓していく余地はまだあると思います。

そして、農業用水による基盤整備の整った牧之原茶業を甦らせることを強く願うものです。

昨年秋に公表された「リニア中央新幹線整備計画」による環境影響の中の毎秒2トンと云われている流量の減少は、大井川利水関係者に大きな懸念と不安を抱かせていますが、県は今年4月に南アルプスの保全策を検討する「県中央新幹線環境保全連絡会議」を発足し、様々な保全対策を検討していくこととしています。今後ともこれらを注視していく必要があると思っております。

関係の皆様には、引き続き今後とも牧之原地区の茶業をはじめとする農作物安定生産のために更なるご支援とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

平成25年度 通常総代会報告～全議案とも原案どおり可決～

平成25年度通常総代会は、平成26年3月20日(木)、島田市金谷夢づくり会館において開催されました。

通常総代会は、午前9時30分に開会し、伊藤理事長の挨拶の後に理事長表彰が行われ、役員(2名)と畑地用水組合(16組合)が表彰されました。

来賓祝辞の後、議長に牧之原市の杉本年博総代が選出され、議事に入り、承認議案の平成24年度決算等及び平成25年度補正予算関係と決済金の単価改正についてと併せて17件に、議決議案の平成26年度予算関係など9件が上程され、全議案いずれも原案どおり承認、可決決定され滞りなく終了しました。



● 平成25年度 土地改良区理事長表彰 ●

総代会において、土地改良区表彰規程に基づき、10年以上にわたり土地改良区の運営に尽力された役員、また健全な運営がなされている畑地用水組合に対してその功績を称え、理事長表彰が行われました。



役員表彰受賞者(2名)

役員表彰 2名 土地改良区の運営に尽力された方々

原間 正之理事、小塚 忠前次席監事

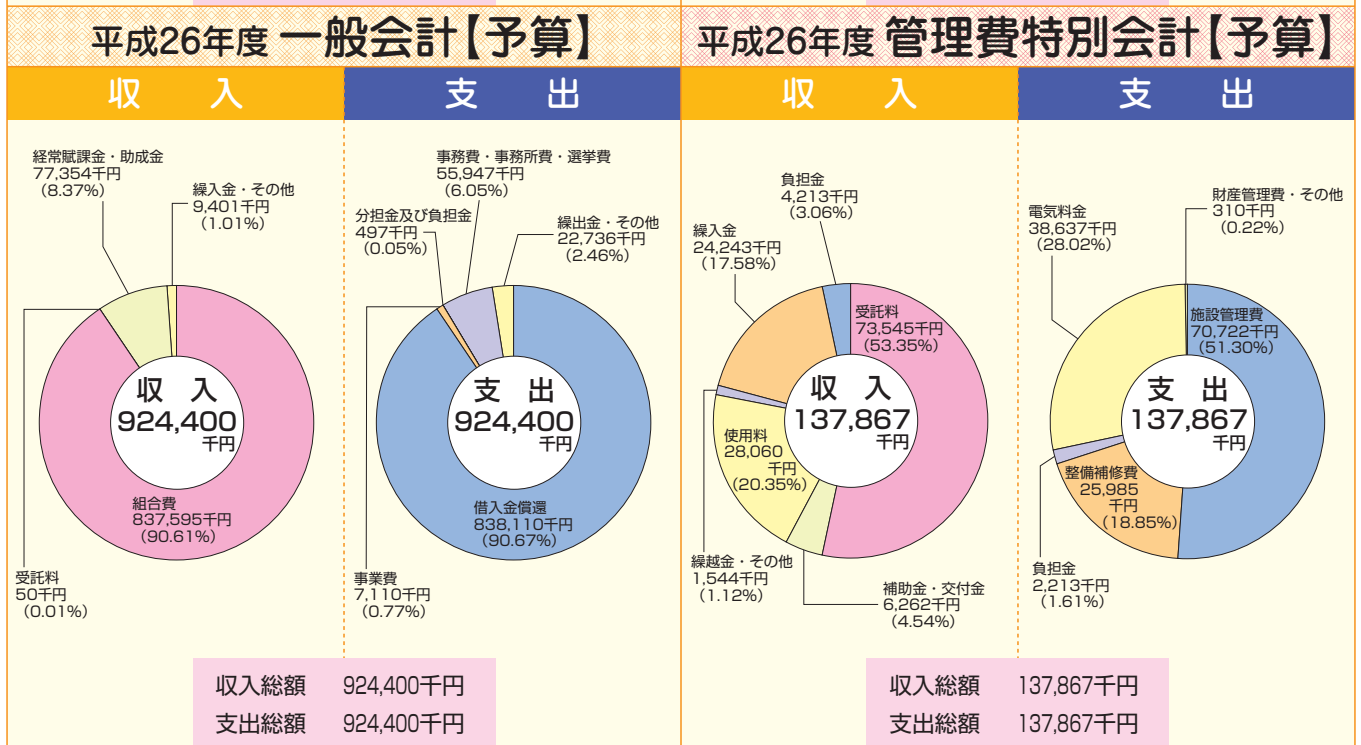
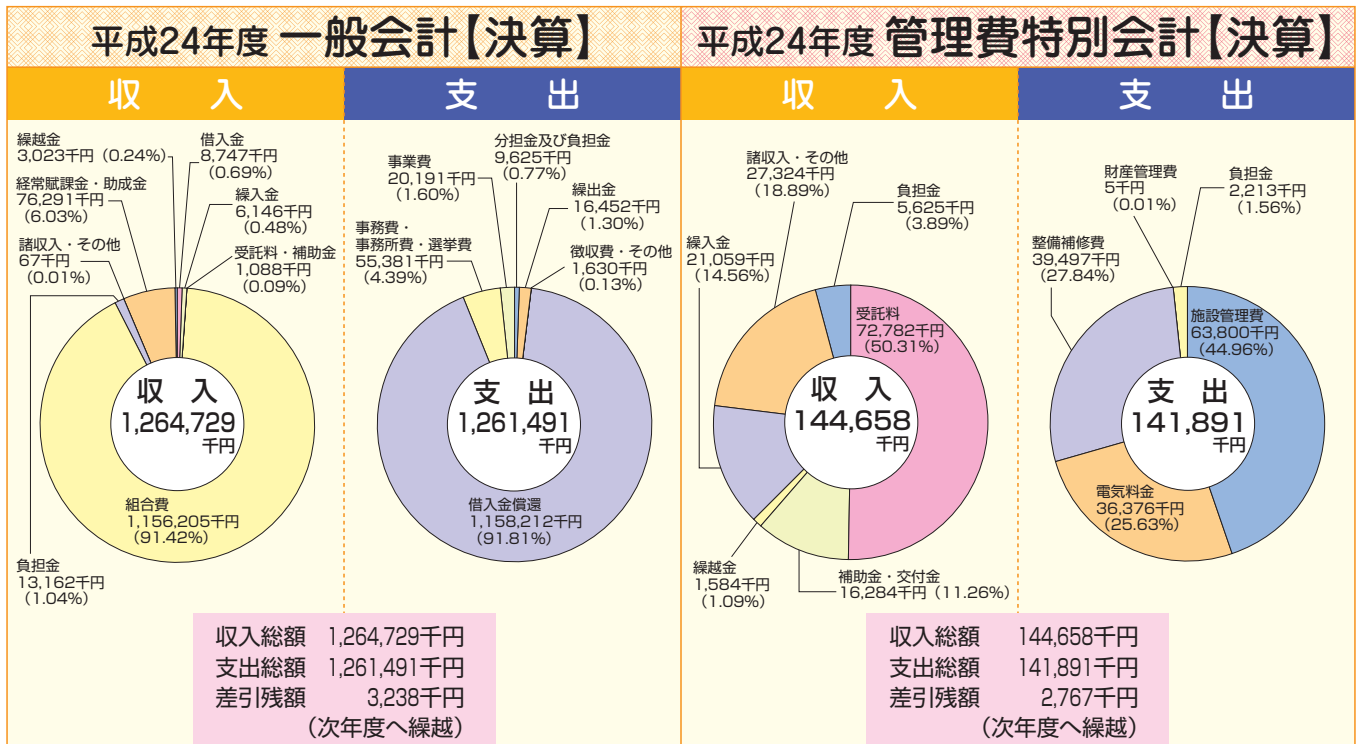
組合表彰 16組合 (順不同) ※畑地用水組合省略

15年以上水利施設の適切な維持管理に努め、その運営が他の模範となる組合

- ・金谷25〔金谷地区〕・勝田原〔榛原地区〕・三栗原〔榛原地区〕
- ・仁田原〔榛原地区〕・東名北〔相良地区〕・仁王辻〔相良地区〕
- ・八十原〔相良地区〕・大寄・西萩間〔相良地区〕・涼松〔相良地区〕
- ・須々木西〔相良地区〕・落居〔相良地区〕・堀野新田〔相良地区〕
- ・地頭方北〔相良地区〕・倉沢六本松〔菊川地区〕
- ・横地第一〔菊川地区〕・横舟原〔浜岡地区〕



組合表彰された方々



小塚 忠 前次席監事 県土連功労者表彰を受賞



去る3月18日開催された、県土地改良事業団体連合会通常総会において、小塚前次席監事が功労者表彰を受賞されました。

今回の受賞は、多年にわたる土地改良事業への貢献が評価されたものです。

空き缶を利用したの缶風車



庭先をイメージチェンジ
して見ませんか



ごあいさつ

関東農政局
西関東土地改良調査管理事務所
所長 丸太雅博

国営造成施設整備事業（特別監視制度適用）の推進に当たっては、日頃より皆様方には、大変お世話になっております。お陰様で、本事業も平成23年度着工し今年で4年目。順調に事業が進捗しております。

今年度予算は1億6千万円で、中央幹線水路防食工事、調整水槽バルブ等操作盤改修工事等を予定しています。工事に際しては、関係機関と断水調整を行い実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、事業の推進と併行して、「まきのはらお茶街道」構想を進めており、昨年も、この一環として「島田市お茶の郷博物館」と連携し、「茶草場農法と牧之原用水」というテーマの「特別企画展」と地域のかんがい施設を巡るバスツアーを実施しました。こうした取組は、今後とも継続し取り組んでまいります。

さて、私事ですが、趣味がそば打ち、江戸巡り、浮世絵です。自宅には広重の浮世絵が、菊川市にある私の執務室には、現代の匠が作成した富士山、東京スカイツリー、浅草寺等を描いた浮世絵を飾っています。そして、その横には、レプリカですが、東海道五十三次の「日坂」と「金谷」が並んでいます。広重が浮世絵に描いた江戸時代の貴重な自然や風景を、そのまま現代に残してくれたのが茶草場農法だと言っても過言ではありません。この功績も世界農業遺産として評価される価値の一つだと思います。

本地域の益々の発展を願い、本事業の円滑な推進はもちろんです。世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会と連携し、知名度アップ、ブランド化、観光振興、地域づくり、景観・環境の保全等地域活性化への支援にも精一杯努力してまいりますので、引き続きのご指導ご鞭撻をよろしくお願いします。

国営造成土地改良施設整備事業

～特別監視制度適用「牧之原地区」～

国営造成土地改良施設整備事業（特別監視制度）は、国が造成した基幹的水利施設等のうち機能低下が顕著な施設を対象に補修・補強などの対策工事を適時実施することにより、施設機能の維持及び維持管理の軽減を図るものです。

◆事業の進捗状況

総事業費：1,651百万円
(平成26年度に消費税率変更等に伴う改訂を行っています)
工期：平成23～30年
進捗率：67.1%（平成26年度まで）

◆平成26年度の事業予算と工事計画

H26事業費：160百万円
(外、前年度からの繰越額144.9百万円)

主要工事

- ・中央幹線水路防食工事
- ・調整水槽バルブ等操作盤改修(1、2、3、4、6号)
- ・調整水槽他ディスクバルブ改修(阪本、榛原、相良)
- ・掛川幹線緊急遮断弁改修(予定) 他

「まきのはらお茶街道」構想の推進

お茶の郷博物館企画展との連携

～パネル等による茶草場農法と牧之原用水の役割等紹介～

*開催期間：平成26年7月2(水)～9月14(日)

*会場：島田市お茶の郷博物館

(島田市金谷富士見町3053-2)

*牧之原用水バスツアーを企画：8月21日(木) 定員20名



バルブ操作盤の改修



ディスクバルブの改修
(H25年度の施工事例)



企画展の様子 (H25)



ごあいさつ

静岡県志太榛原農林事務所
所長 白井 満

この4月に志太榛原農林事務所長に就任しました白井満です。日頃から、組合員の皆様をはじめ関係の皆様には、農業・農村事業の推進につきまして、ご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年12月に、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことは、お茶などの高品質な本県の農林産物を広報する絶好のチャンスです。本県は、お茶、お米などの和食の食材の消費量が日本一で、和食の食材を食べることが、健康長寿では日本一位につながっているとされており、和食文化の推進とお茶の振興を一体的に進めてまいりたいと考えております。また、昨年5月には、静岡のお茶の生産で「草地」を活用した農法「茶草場農法」が、世界農業遺産に認定されました。これは、おいしいお茶づくりへのこだわりが、「草地」での絶滅危惧種の保全につながっていることが評価され、大変素晴らしいことで、未来に向けて茶業の契機になると期待しています。

さて、茶栽培の基盤整備として昭和48年から始まった県営畑総事業は、去年の坂部地区を最後に完了しました。今後は、効率的な茶園管理を行う将来の担い手を育成するため、茶農家の意向を踏まえ、「戦略畑地事業」による基盤整備を機動的に実施してまいります。

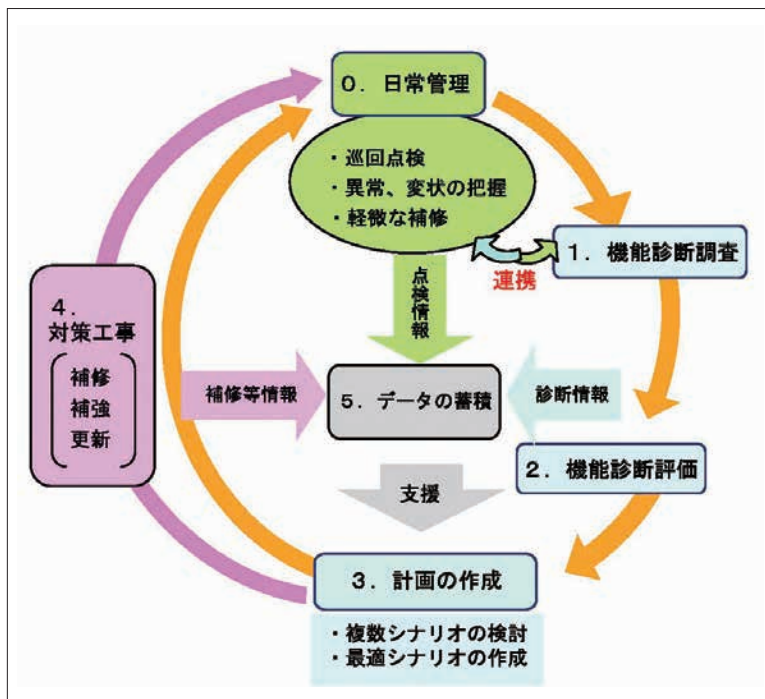
結びに、牧之原地域の農業・農村の更なる発展に向けて、土地改良区の皆様と連携を一層密にし、農業・農村の振興を図ってまいりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げて、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

基幹水利施設ストックマネジメント事業

皆さんの畑に水を届けている畑かん施設は、完成から長い年月を経て老朽化が進み、機能低下や突発的な事故の発生により、安定した用水供給ができなくなることが心配されます。

このため、土地改良区や用水組合が日常行っている点検を踏まえながら、「基幹水利施設ストックマネジメント事業」による施設の長寿命化を図り、今後も安心して水が使えるようにしていきます。

事業の流れ



突発的な事故の例



静岡県では、県営で造成した基幹的な施設のうち、耐用年数が10年未満になった施設から機能診断を実施していく方針です。



牧之原農業用水施設の紹介 シリーズ第7弾 『ステージ工法と散水施設』

今回で第7回を迎える牧之原農業用水施設の紹介シリーズ。第7弾は、『ステージ工法と散水施設』です。

まず、当牧之原地区ではステージ工法というものを採用し、農業用水施設の施工・推進を行ってきました。このステージ工法というのは、定食屋さんでいうところのメニューだと思っていただいても結構です。

当改良区の受益の殆どは茶園になりますが、中には普通畑も抱えておりますし、同じ受益地内の茶園でも、南と北の地域では寒暖の差が出ます。

そのため、水の使用量や使用形態も一概にはいきません。

そこで考えられたのが、ステージ工法です。各地域によって、また、茶園と普通畑では水の使用形態にも差が出ると考えたため、各市町や各工区（地区）毎に、どこまでの施設整備を希望するのか、メニューを取って事業の推進を行ってきました。

ステージ工法には、大きく分けて第1～第3ステージの3つがあります。

まず、第1ステージは、ファームポンド（貯水槽）のところに給水スタンドを設置し、そこで水を汲んで畑まで運び、水を使用する形です。【写真1、2】

次に、第2ステージでは、給水栓（消火栓のようなもの）が4反～8反に1箇所の割合で畑の脇に設置され、そこで水を汲んだり、レインガン等の散水施設に接続して使用するものです。【写真3、4】

さらに第3ステージになると、園内にスプリンクラーを設置し、直接茶園に散水したり、薬液を散布できたりします。普通畑の地域では、スプリンクラーの代わりに、散水栓を畑の脇に設置し、ホース等を利用して畑で直接散水できるようにしました。【写真5、6】

事業実施当初からステージ工法を採用するまでの間は、事業の進捗が図られませんでした。が、ステージ工法（メニュー方式）を採用したことで、事業は格段に進捗しました。

このステージ工法は、段階的な施設整備が可能であるため、最初は第1ステージを希望し実施した工区でも、途中で給水栓施設（第2ステージ）を追加整備するメニューに変更し、施設の追加整備を行った工区もあります。

定食屋さんに行ってラーメンを頼んだが、餃子も食べたくなくなって追加注文することってありますもんね。 ちょっと違うか……（^-^;）



写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6

県単独事業及び適正化事業のビフォー・アフター

●県単独農業農村整備事業



施工前(流入管腐食)



施工後(流入管付替)

●土地改良施設維持管理適正化事業



施工前(凍霜害防止コントローラ)



施工後(凍霜害防止コントローラ)

リニア中央新幹線整備計画による今後の大井川流況について

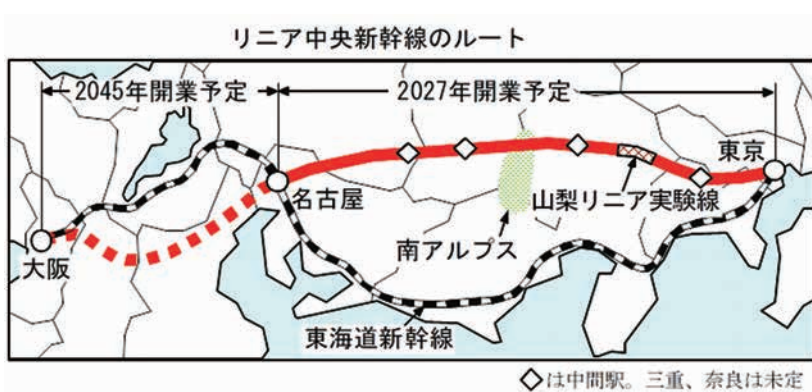
平成25年9月、JR東海は「リニア中央新幹線整備計画」における「環境影響評価準備書」を公表し、生態系への影響や掘削発生土の処分候補地、そして、大井川の流量が毎秒2トン減量すること等を明らかにしました。

この「毎秒2トンの減量」は大井川の水を使用している利水者にとって非常に大きな問題であることから、県やJR東海に対して懸念を示す意見書を提出し、また、この3月に事務局がJR東海の環境保全事務所（静岡市内）に赴き「2トン減量のメカニズム」について直接説明を求めました。

この時のJR東海の説明は、「毎秒2トンの減量は水収支解析による予測値であり、今後、事業が進む中で必要な調査・解析を実施し、対策工法等を検討したうえで関係者に公表・説明をしていきたい」というものでした。

また、県はこの4月に、利水者の代表も委員として参加する「中央新幹線環境保全連絡会議」を設置し、JR東海に対して環境保全措置についての助言等をしていくとのことです。

今後も、この問題に関する動向を注視し、他の関係利水者と連携して必要な対応を図ってまいります。



残土置き場予定地（ツバクロ沢）

平成26年度 施設管理保険の加入状況と事故報告の対応について

施設管理保険加入状況（H26.4.15現在）

地区名	用水組合数	うち加入数
島田	13	13
金谷	25	24
榛原	41	38
相良	54	42
掛川	17	15
菊川	48	35
小笠	11	11
御前崎	7	7
浜岡	16	16
計	232	201

※加入率86.6%

この施設管理保険は、組合向けの保険であり毎年2月中旬から3月中旬までの間に申込みをいただき、4月15日から1年間の保険期間となっております。

土地改良区では、突発的な管水路事故や不慮の火災、落雷などによる機器の損傷に対する復旧費用の負担に備え、用水組合に保険加入を勧めているところです。

今年度の加入申込状況は、左記の表のとおりです。

また、組合員さんにおいては、管水路の漏水やポンプ施設の異常を発見した場合には、該当する用水組合の役員へ事故の状況を連絡していただき、併せて2次災害防止のための措置と当土地改良区への連絡をお願いします。

バルブの開閉操作はゆっくりと！

お願い

これから水利用が増えて行く時期ですが、給水栓や給水スタンドのバルブの開閉操作はあわてず、ゆっくりと操作してください。

急激な開閉操作により、漏水事故の原因にも繋がりますのでご協力をお願いします。



農地転用・組合員得喪資格の変更には手続きが必要！

●農地転用するときに必要な提出書類

下記の場合に提出書類が、必要となります。

1. 宅地や店舗等に転用する場合
2. 公共用地（道路等）に転用する場合

●提出書類

1. 農地転用通知書
2. 確約書
3. 資格得喪通知書



●組合員資格得喪通知の提出が必要な場合

1. 農地の売買、贈与、交換など所有権を移転したとき
2. 農地を農地以外に変更するとき
3. 経営移譲年金受給するとき



◇農地転用通知書<抜粋>

農地転用通知書

牧之原地総合整備土地改良区理事長 様 平成 年 月

転用者 氏名 住所

転用関係者 (甲)転用者 氏名 住所 (乙)その他の権利者 氏名 住所

◇確約書<抜粋>

確約書

平成 年 月

転用者 氏名 住所

土地所有者 氏名 住所

耕作者 氏名 住所

2. 確約事項 (4) 土地改良法第42条第2項の規定による必要な決済は、組合員又は転用者が下記のとおり履行し、必要な決済金イ、納期限 農地転用の日より 日以内、ただし金額又は一部を前納することができます。決済金の内訳

(1) 買収土地改良事業費分担金	円
(2) 農資土地改良事業分担金	円
(3) 補助金返還負担金	円
(4) 農地改良費	円
(5) 農地改良費	円
(6) 農地改良費	円
(7) 農地改良費	円
(8) 維持管理費等	円

◇経営移譲年金受給に係る確約書<抜粋>

確約書

平成 年 月 日

利得組合員 氏名 住所

2. 確約事項

項目	確約する内容
経営移譲金	経営移譲金の取扱いについては、専ら本組合、中農農村事務所の指示に従います。
経営移譲金	経営移譲金受給した場合は、専ら本組合に返します。
経営移譲金	農地を耕作放棄した場合は、土地改良区で指示された期日までに復旧に入ります。
経営移譲金	農地を耕作放棄した場合は、土地改良区で指示された期日までに復旧に入ります。
経営移譲金	農地を耕作放棄した場合は、土地改良区で指示された期日までに復旧に入ります。
経営移譲金	農地を耕作放棄した場合は、土地改良区で指示された期日までに復旧に入ります。
経営移譲金	農地を耕作放棄した場合は、土地改良区で指示された期日までに復旧に入ります。
経営移譲金	農地を耕作放棄した場合は、土地改良区で指示された期日までに復旧に入ります。
経営移譲金	農地を耕作放棄した場合は、土地改良区で指示された期日までに復旧に入ります。
経営移譲金	農地を耕作放棄した場合は、土地改良区で指示された期日までに復旧に入ります。

◎経営移譲年金を受給する場合（変更手続きが完了していませんと農業委員会に提出する「諸名義の変更等に関する確認書類」の手続きができません。）
◎農地の売買、贈与、交換等の所有権を移転した場合 <様式-1>

組合員資格得喪通知書 (3条・13条第1項)

平成 年 月 日

氏名 住所

氏名 住所

◎農地を農地以外に変更した場合（農地転用） <様式-2>

組合員資格得喪通知書 (4, 5条)

平成 年 月 日

氏名 住所

氏名 住所

賦課金納入及び繰上償還について

賦課金納入のお願い

特別賦課金は、県営事業を実施したことにより生じた地元負担金（工事償還金）です。

この地元負担金を、土地改良区が一括して日本政策金融公庫（旧農林公庫）から借入れを行い、返済しているものですので、関係する組合員の方は、納入期日までに必ず用水組合等へ納入していただきますようお願いいたします。

繰上償還するには……

県営事業を実施した工区に毎年賦課している特別賦課金ですが、用水組合等のご希望により繰上償還を行うことができます。

なお、条件により繰上償還できない場合がありますので、ご希望の用水組合等は必ず土地改良区業務課に事前にお問い合わせの上、申込書の提出をお願いします。

申込締切は、繰上償還実施年度の6月末日、又は翌年度実施の場合は12月末となっております。

事務局からのお知らせ

●伊藤理事長に叙勲●



このたびの春の叙勲におきまして、伊藤壽一理事長に「旭日双光章」が授与されました。

この叙勲は、伊藤理事長が菊川町議会、及び同市議会議員として、4期15年の長きに亘り努められ、その間議長や議会運営委員長などの数々の要職を歴任され、市政の推進と住民生活の安定にご貢献をされたことに対して贈られたものです。

伊藤理事長には、今後も益々ご壮健で、深い知見と豊富な経験をもとに牧之原地区の農業用水をはじめとする土地改良事業のさらなる推進にご尽力を頂くことを願うものです。

●新規女子職員紹介●



平成26年4月から斉藤慶子さんが新規職員として採用され、総務課に配属されました。

今後の会計事務処理に活躍が期待されています。

<本人からのコメント>

わからないことばかりですが1日でも早く仕事を覚え、力になれるように頑張ります。どうぞよろしく申し上げます。